

第7回定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

- 事業報告
 - ・ 企業集団の現況に関する事項
主要な事業内容、主要な営業所及び工場、使用人の状況
 - ・ 会社の現況
株式の状況、新株予約権等の状況、会計監査人の状況、業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
- 連結計算書類
 - ・ 連結株主資本等変動計算書
 - ・ 連結注記表
- 計算書類
 - ・ 貸借対照表
 - ・ 損益計算書
 - ・ 株主資本等変動計算書
 - ・ 個別注記表
- 監査報告
「計算書類に係る会計監査報告」

(2025年6月1日から2026年5月31日まで)

P o s t P r i m e 株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

【事業報告】

企業集団の現況に関する事項

主要な事業内容（2026年5月31日現在）

事業区分	事業内容
金融・経済情報プラットフォーム事業	SNSプラットフォーム「PostPrime」の企画、開発、運営
取引プラットフォーム事業	取引プラットフォームの調査及び運営

主要な営業所及び工場（2026年5月31日現在）

① 当社

本 社	東京都港区
-----	-------

② 子会社

T a k a T r a d e 株式会社	本社（東京都港区）
------------------------	-----------

使用人の状況（2026年5月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
金融・経済情報プラットフォーム事業	9 (0.3) 名	△3 (△0.7) 名
取引プラットフォーム事業	4 (0) 名	△3 (0) 名
全社（共通）	7 (1.2) 名	△2 (0.2) 名
合計	20 (1.5) 名	△8 (△0.5) 名

- （注）1．使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
- 2．「全社（共通）」として記載している使用人数は、特定の事業に区分できないビジネス部門、管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
16 (1.5) 名	5名減 (0.5名減)	37.0歳	2.8年

- （注）使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

会社の現況

株式の状況（2026年5月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 40,000,000株
- ② 発行済株式の総数 10,252,060株
- (注) 新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は150,960株増加しております。
- ③ 株主数 7,107名
- ④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
サイブリッジ合同会社	2,029,500 株	19.80%
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	413,700	4.04
楽天証券株式会社 共有口	398,700	3.89
株式会社 SBI証券	217,125	2.12
数田晃彰	146,000	1.42
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD	139,409	1.36
J.P.MORGAN SECURITIES PLC	125,100	1.22
上山直人	122,800	1.20
マネックス証券株式会社	103,180	1.01
打田保貴	100,000	0.98

(注) 当社は、自己株式を保有しておりません。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

⑥ その他株式に関する重要な事項
(第三者割当による新株式の発行)

当社は、2026年5月25日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行を決議しておりましたが、2026年6月10日付で払込が完了いたしました。詳細については「連結注記表 9. 重要な後発事象に関する注記（第三者割当による新株式の発行及び新株予約権の発行）」をご参照ください。これに伴い、発行済株式の総数は2,098,000株増加しております。

(基準日後株主に対する議決権付与)

当社は、2026年6月17日開催の取締役会において、第7回定時株主総会における議決権について、基準日後に第三者割当による新株式の発行により当社普通株式を取得した株主に対し、当該取得株式に係る議決権を付与することを決議いたしました。第三者割当による新株式の発行により当社普通株式を取得した株主、議決権の数及び議決権総数に占める割合は、次のとおりであります。

株 主 名	当該決議によって付与した議決権の数	当該株主が保有する議決権の数の合計	議決権総数に占める割合
サイブリッジ合同会社	20,980個	41,275個	33.45%

(注) 議決権総数に占める割合は、基準日（2026年5月31日）現在の議決権総数102,428個に、当該決議によって付与した議決権の数20,980個を加算した数を基準に算出しております。

新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項

当事業年度において、該当事項はありません。

なお、当社は、2026年5月25日開催の取締役会において、第三者割当による第7回新株予約権（エクイティ・コミットメントライン付・行使価額固定型）の発行を決議しておりましたが、2026年6月10日付で払込が完了いたしました。詳細については「連結注記表 9. 重要な後発事象に関する注記（第三者割当による新株式の発行及び新株予約権の発行）」をご参照ください。

会計監査人の状況

① 名称

史彩監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑥ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、コーポレート・ガバナンスの実効性を高め企業価値向上を進めるため、内部統制システムに関する基本方針及び各種規程を制定し、役職員の責任の明確化を行い、規程遵守の徹底を図り、内部統制システムが有効に機能する体制を構築しております。当社の内部統制システムに関する基本方針の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに業務の適正を確保するために必要な体制
 - (i) 取締役（当社及び子会社の取締役をいう。以下同じ）は、当社及び子会社（以下「当社グループ」という）の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに業務の適正を確保するため、取締役会は、「取締役会規程」に基づき重要事項について決定するとともに、当社グループの役員及び従業員に業務の執行状況を報告させ、法令、定款及び社内規則の遵守状況を把握する。
 - (ii) 取締役は「業務分掌規程」「職務権限規程」に従い、当社グループにおいて担当する部署の内部統制を整備し、必要な諸規則の制定及び周知徹底を図るとともに、「企業行動規範」「コンプライアンス規程」等を定め遵守する。
 - (iii) 取締役は、重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会に報告する。
 - (iv) 監査役は、「監査役監査基準」に基づき、取締役の職務執行について監査を行う。
 - (v) 当社グループにおいて法令、定款及び社内規則に違反する行為が行われ、又は行われようとしている場合の報告体制として「内部通報規程」を定め、社内通報窓口を設置する。当該通報を行った者に対して、解雇その他いかなる不利益な取り扱いも行わない。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (i) 取締役の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令、定款及び「文書管理規程」ほか社内規則に則り作成、保存、管理する。取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの情報を閲覧することができるものとする。
 - (ii) 「個人情報保護管理規程」等の社内規則に基づき、当社グループにおける個人情報の保存及び管理に関する体制を整備する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (i) リスク管理の基礎として定める「コンプライアンス規程」及び「リスク管理規程」に基づき、当社グループにおけるリスクを横断的に管理する「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、リスクマネジメント活動を推進する。
 - (ii) 取締役会等において定期的に実施される業務執行状況の報告等を通じ、当社グループにおけるリスクの状況を適時に把握、管理する。
 - (iii) 内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づき、当社グループにおけるリスク管理の実施状況について監査を行う。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (i) 取締役会は権限分配を含めた効率的な業務遂行システムを構築し、職務執行の効率化・迅速化を図る。
 - (ii) 取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務の執行状況について報告を行い、取締役の職務の執行について監視・監督を行う。
 - (iii) 取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」において、それぞれの分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保する。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (i) 取締役会は、「取締役会規程」に基づき重要事項について決定するとともに、役員及び従業員に業務の執行状況を報告させ、法令、定款及び社内規則の遵守状況を把握する。
 - (ii) 「企業行動規範」「コンプライアンス規程」及び「リスク管理規程」を職務遂行するにあたり遵守すべき行動基準とし、全ての役員及び従業員に対し周知徹底を図る。
 - (iii) 「内部通報規程」に基づき社内通報窓口を設置し、不祥事の未然防止を図る。
 - (iv) 内部監査担当者は、社内規程に基づき内部監査を実施し、使用人の職務における法令、定款及び社内規則の遵守状況並びにその他業務の遂行状況を検証する。
 - (v) 監査役及び監査役会は、法令、定款及び社内規則等の遵守状況に問題があると認められた場合は、改善策を講ずるよう取締役会に要求する。
- ⑥ 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (i) 当社は、「関係会社管理規程」に基づき子会社の業務執行状況を管理・監督する。
 - (ii) 子会社の経営上の重要な意思決定については、当社において取締役会の承認を得る又は報告を行う。
 - (iii) 内部監査責任者は「内部監査規程」に基づき、子会社の内部監査を実施し、業務の適正を

検証する。

(iv) 監査役は「監査役監査基準」に基づき、子会社の取締役及び使用人等から子会社の管理の状況について報告又は説明を受け、関係資料の閲覧を行うものとする。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

(i) 監査役が監査役補助者の登用を求めた場合、使用人から監査役補助者を任命することができるものとする。

(ii) 監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得たうえで、取締役会で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。

(iii) 監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しないものとする。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(i) 取締役及び使用人は、当社グループにおける法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、監査役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならない。また、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合においても、速やかに報告を行わなければならない。

(ii) 前項により監査役に対して報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築する。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(i) 監査役は、取締役会その他経営に関する重要な会議に出席し、経営において重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べることができる。

(ii) 代表取締役は、監査役と定期的に意見交換を行う。

(iii) 監査役は、内部監査部門の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができる。また、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる。

(iv) 監査役は、会計監査人から必要に応じて会計監査の内容につき説明を受けるとともに意見交換を行い、効率的な監査のために連携を図る。

(v) 監査役会及び監査役は、会計監査人及び内部監査担当者との三者で定期的及び必要に応じて意見交換を行い、それぞれの監査活動の連携を図り、実効性及び効率性を確保する。

- ⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項
- (i) 監査役の職務の執行に協力し監査の実効性を担保するために、監査費用のための予算を確保する。
- ⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- (i) 当社グループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。
- (ii) 取締役会は、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を制定し、当社グループの財務報告の信頼性を確保するための基本方針を定める。代表取締役は、「内部統制基本方針書」、「内部統制基本計画書」を定め、財務報告に係る内部統制を整備・運用・評価し、不備があれば是正する体制の構築を行う。
- (iii) 当社グループの各部門は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリングを実施し、財務報告の適正性の確保に努める。
- (iv) 当社グループは、適切な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、「経理規程」等を定めるとともに、財務報告に関わる内部統制の体制整理と有効性向上を図る。
- ⑫ 反社会的勢力排除に向けた方針及び体制
- (i) 当社グループは、反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求に対しては断固として拒否することを基本方針とする。
- (ii) 健全な業務遂行の確保並びに反社会的勢力の排除及び被害の防止を図ることを目的として、「反社会的勢力等排除及び対策規程」を整備する。
- (iii) 反社会的勢力に対しては、警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- ① 取締役会は社外取締役2名を含む取締役4名で構成されております。取締役会は、原則として毎月1回定期的に開催し、法令及び定款に定められた事項や経営に関する重要事項を決定し、取締役の業務執行状況の報告及び監督を行っております。また、迅速な意思決定が必要な案件が発生した場合には、適宜、臨時取締役会を開催しております。

取締役会には、監査役が毎回出席し取締役の業務執行の状況を監査しております。

当事業年度におきましては、取締役会を22回開催しております。

- ② 監査役は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名で構成されております。監査役会を毎月1回定期的に開催しており、重要な事項等が発生した場合は必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役会では、取締役の意思決定の適法性について意見交換されるほか、監査方針・監査計画等取締役の業務執行の監督及び監査に関する事項の協議・決定を行っております。

監査役は、取締役会への出席、代表取締役との会合、常勤監査役による経営会議その他重要会議への出席、取締役との会合を通じて、取締役との意思疎通を図るとともに、内部監査担当者から監査結果の共有を受け、取締役の業務執行全般にわたって監査を実施しております。

当事業年度におきましては、監査役会を15回開催しております。

- ③ 内部監査担当者は、内部監査計画に従い、当社グループ全部門に対して監査を実施し、代表取締役に対して監査結果を報告しております。代表取締役は、監査結果の報告に基づき、内部監査担当者を通じて被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで、内部統制の維持・改善を図っております。また、内部監査担当者は監査役と内部監査結果を共有し、適宜情報交換を行っており、効率的な監査が実施できる体制構築に努めております。

- ④ 当社グループは、コンプライアンスの遵守、リスク管理体制の構築のために、全社組織や業務に係る社内規程、マニュアルを整備し、それらに沿った運用を行っております。また、代表取締役を委員長として、経営会議メンバー(常勤取締役、常勤監査役、各部長)が出席す

るコンプライアンス・リスク委員会を当事業年度において2回開催いたしました。同委員会ではコンプライアンス・リスク事案の発生状況等が報告され、情報の共有、意見交換、問題が発生した場合の対応策の協議が行われております。リスク管理については、想定されるリスク及びその兆候について確認し、対応を検討しております。

会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

【連結計算書類】

連結株主資本等変動計算書

(2025年6月1日から)
(2026年5月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計		
当連結会計年度期首残高	21,898	20,898	951,578	994,374	3,170	997,544
当連結会計年度変動額						
新株の発行	27,564	27,564		55,128		55,128
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)			△277,288	△277,288		△277,288
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額 (純額)					△3,170	△3,170
当連結会計年度変動額合計	27,564	27,564	△277,288	△222,160	△3,170	△225,330
当連結会計年度末残高	49,462	48,462	674,289	772,214	－	772,214

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 1 社
- ・ 連結子会社の名称 T a k a T r a d e 株式会社

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・ 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）

ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・ 仕掛品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

当社が運営するSNS「PostPrime」において、プライムクリエイター（当社の審査をクリアした収益機能を利用している一部のユーザー）に対して支払うロイヤリティについて、当連結会計年度末時点で、将来の対価として見込まれる額を計上しております。

・ 商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

ハ. デリバティブ取引

時価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

工具、器具及び備品 4年～5年

③ 重要な引当金の計上基準

イ. コイン引当金

当社が運営するSNS「PostPrime」において、登録ユーザーに付与したコインの利用に備えるため、当連結会計年度末時点で、将来利用されると見込まれる額を計上しております。

ロ. 事業構造改善引当金

事業構造改善に伴う費用の支出に備えるため、当連結会計年度末時点において合理的に見積った発生見込額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. SNS「PostPrime」においてユーザーが有料で投稿を視聴・閲覧できるサービス

当社が運営するSNS「PostPrime」において、ユーザーは無料で文章や画像、音声、動画、ライブ配信を投稿できるとともに、他のユーザー等の投稿を視聴・閲覧することができます。

投稿の視聴・閲覧については、無料で視聴・閲覧できるものと、有料で視聴・閲覧できるものがあります。

ユーザーが有料で視聴・閲覧するためには、一定の期間に対応する料金を支払う必要があり、その支払によって、当社は当該一定の期間にわたりユーザーが有料で投稿を視聴・閲覧できるサービスを提供するという履行義務を負うこととなります。

ユーザーが有料で投稿を視聴・閲覧できるサービスについては、一定の期間にわたり役務を提供しているサービス等であるため、その履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。

ロ. SNS「PostPrime」においてユーザーが有料で特典などを受けることができるサービス

当社が運営するSNS「PostPrime」において、ユーザーは「メンバーシップ」というサービスに申し込むことによって、投稿の視聴・閲覧についてユーザーが有料で視聴・閲覧するための支払にあたり、グレードに応じた割引が受けられる他、ユーザーによる株式指数等に関する予想の投票を集計した結果について、グレードに応じて、より有利な情報を閲覧できるという特典などを受けることができます。

「メンバーシップ」は、支払に応じた一定の期間においてユーザーが特典を受けることができるサービスであり、一定の期間にわたり役務を提供しているサービス等であるため、その履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。

ハ. アフィリエイト広告等

当社が運営するSNS「PostPrime」その他において、当社はアフィリエイト広告等によって広告収入を得ています。

アフィリエイト広告とは、広告主がアフィリエイト・サービス・プロバイダー（ASP）と呼ばれる仲介業者を通じて、ウェブメディアの運営者等に対して広告を出稿し、一定の成果条件を達成した場合に成果報酬が支払われるというインターネット広告の一形態です。

当社は、SNS「PostPrime」その他において、アフィリエイト広告の出稿を受けておりますが、一定の成果条件を達成した場合に成果報酬が支払われるという仕組み上、アフィリエイト・サービス・プロバイダー（ASP）等による成果条件達成についての認証等が完了した時点で、履行義務が充足されることから、その履行義務が充足される時点で収益を認識しております。

⑤ 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度まで流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「預り金」は、連結子会社であるTak a Trade株式会社が営む取引プラットフォーム事業における商品CFD取引に関する実際の取引を含めたサービス開始に伴い顧客からの預り金が生じたことにより、質的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「預り金（その他の預り金）」は4,202千円であります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に提供している資産及び担保に係る債務

① 担保に提供している資産

現金及び預金（定期預金）	50,000千円
--------------	----------

② 担保に係る債務

当座貸越極度額	50,000千円
---------	----------

借入実行残高	－千円
--------	-----

差引額	50,000千円
-----	----------

(2) 有形固定資産の減価償却累計額	8,119千円
--------------------	---------

4. 連結損益計算書に関する注記

顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「7. 収益認識に関する注記 (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	10,252,060株
------	-------------

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的
となる株式の種類及び数

普通株式	563,200株
------	----------

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業に必要な資金は自己資金及び金融機関からの借入により賄っております。資金運用に関しては、資金運用管理規程に基づき、資金運用方針を当社の取締役会で決議し、その範囲内で行うものとしており、余裕資金について上限を設定して、安全性の高い金融商品で運用する方針であります。

当社グループの事業のうち、取引プラットフォーム事業においては、商品CFD取引プラットフォームを運営しており、店頭デリバティブ取引を行っております。顧客との取引で生じる当社グループのポジションに係る市場リスク（価格及び為替等の変動リスク）をヘッジするために、リクイディティプロバイダー（LP）との間でカバー取引を行っております。また、顧客から受け入れた受入保証金及び預り金（顧客からの預り金）については、法令に基づく必要保全額を、預託金（顧客分別金信託）として、信託銀行に預託しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

預け金は、そのほとんどが決済サービス会社に対するものであり、当該決済サービス会社の信用リスクに晒されております。

顧客との店頭デリバティブ取引については、急激な価格の変動等により、顧客から受け入れた受入保証金を超える損失が発生する可能性があり、この場合に生じる超過損失分の金銭債権は、顧客の信用リスクに晒されております。

短期差入保証金は、顧客との店頭デリバティブ取引に係るカバー取引のリクイディティプロバイダー（LP）に対するものであり、当該リクイディティプロバイダー（LP）の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての短期差入保証金は、為替の変動リスクに晒されております。

顧客との店頭デリバティブ取引で生じる当社グループのポジションは、市場リスク（価格及び為替等の変動リスク）を有しております。

営業債務である買掛金及び未払金、並びに未払法人税等及び預り金（その他の預り金）は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。これらの債務は流動性リスクに晒されております。

顧客から受け入れた受入保証金及び預り金（顧客からの預り金）については、法令に基づく必要保全額を、預託金（顧客分別金信託）として、信託銀行に預託しております。当該信託財産は、法令及び信託契約に基づき当社グループ及び受託者の固有財産から分別管理されており、受託者の信用リスクによる影響は限定的であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、売掛金及び決済サービス会社に対する預け金について、取引先別に期日及び残高を管理しており、これにより、各取引先の財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

顧客との店頭デリバティブ取引については、顧客の証拠金維持率（顧客が保有する未決済ポジションに対する時価の証拠金の比率）が一定の値を下回った場合、未決済ポジションを強制決済する自動ロスカット制度を採用することにより、信用リスクの軽減を図っております。

短期差入保証金の差入先であるリクイディティプロバイダー（LP）については、一定の格付けを有する等の基準により選別し、定期的に格付け情報の変更等の信用状況の変化を確認する等により信用リスクの軽減を図っております。

ロ. 市場リスク（価格及び為替等の変動リスク）の管理

顧客との店頭デリバティブ取引については、顧客取引に対応してリクイディティプロバイダー（LP）との間でカバー取引を行い、顧客ポジションのネット額をヘッジすることにより、市場リスクの軽減を図っております。ただし、システムトラブル等の原因によりカバー取引が適切に行われなかった場合やポジション管理の不備が生じた場合には、ヘッジが行われていないポジションについて市場リスクを有することとなります。当社グループは、保有しているポジション額についてシステムによりリアルタイムで監視しているほか、顧客ポジションとリクイディティプロバイダー（LP）とのカバーポジションとの間に重要な乖離が生じていないことを確認する体制を整備しております。

リクイディティプロバイダー（LP）との間で行われるカバー取引については、リクイディティプロバイダー（LP）の意向によりカバー取引が実行できないリスクを有しております。当社グループは、複数のリクイディティプロバイダー（LP）を選定することにより、当該リスクを分散しております。

外貨建ての短期差入保証金については、残高及び為替相場の変動状況を継続的に把握することにより為替の変動リスクの軽減を図っております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、適時に資金繰り計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、下記「（注）デリバティブ取引に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年5月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
デリバティブ取引 (*2)	7,765	7,765	－

(*1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「預け金」、「預託金（顧客分別金信託）」、「短期差入保証金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「預り金（顧客からの預り金、その他の預り金）」及び「受入保証金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) デリバティブ取引に関する事項

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
商品関連

(単位：千円)

区分	取引の種類	契約額等	契約額等 のうち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	商品CFD取引				
	売建	90,679	－	6,663	6,663
	買建	90,649	－	1,101	1,101
合計		－	－	7,765	7,765

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引 商品関連 商品CFD取引	—	7,765	—	7,765
デリバティブ取引計	—	7,765	—	7,765

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

デリバティブ取引

商品CFD取引の時価は、連結会計年度末の各取引所における最終取引価格及び直物相場に基づき当社グループで生成した独自の価格を用いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	金融・経済情報 プラットフォーム事業	取引プラットフォーム 事業	
一時点で充足される履行義務	14,385	－	14,385
一定の期間にわたり役務を提供 しているサービス等	522,776	－	522,776
顧客との契約から生じる収益	537,162	－	537,162
その他の収益	－	16,472	16,472
外部顧客への売上高	537,162	16,472	553,635

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項

④ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

- (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	22,559
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	7,669
契約負債（期首残高）	139,462
契約負債（期末残高）	81,342

契約負債は、当社が運営するSNS「PostPrime」においてユーザーが有料で投稿を視聴・閲覧できるサービス及び「メンバーシップ」のうち、当連結会計年度ではなく、翌連結会計年度以降の期間に対応する収益であり、連結貸借対照表上も「契約負債」として計上しております。契約負債は、履行義務を充足した時点で収益の認識に伴い取り崩されます。

契約負債は、当連結会計年度において履行義務を充足する前に顧客から対価を受け取ったことにより増加し、顧客から受領していた対価について未充足であった履行義務を当連結会計年度に充足し、収益を認識したことに伴い減少しております。

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は、139,462千円であります。過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益（主に、取引価格の変動）の額はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-------------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産 | 75円32銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失（△） | △27円11銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

(第三者割当による新株式の発行及び新株予約権の発行)

当社は、2026年5月25日開催の取締役会において、第三者割当による新株式（以下「本新株式」という。）の発行及び第7回新株予約権（エクイティ・コミットメントライン付・行使価額固定型）（以下「本新株予約権」という。）の発行（本新株式の発行と本新株予約権の発行を総称して以下「本資金調達」という。）を決議しておりましたが、2026年6月10日付で払込が完了いたしました。

(1) 本資金調達の概要

① 本新株式の発行の概要

募集の方法	第三者割当
割当先	サイブリッジ合同会社
払込期日	2026年6月10日
発行した株式の種類及び数	普通株式 2,098,000株
発行価額及び資本組入額	発行価額 143円 資本組入額 71.5円
発行価額の総額及び資本組入額の総額	発行価額の総額 300,014千円 資本組入額の総額 150,007千円
その他重要な事項	(注)

(注) 当社は、2026年6月17日開催の取締役会において、2026年8月26日開催予定の第7回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」という。）における議決権について、本定時株主総会に最も近い時点における株主の意思を本定時株主総会に反映させることが相当であると判断し、会社法第124条第4項に基づき、基準日後に本新株式の発行により当社普通株式を取得したサイブリッジ合同会社に対し、当該取得株式に係る議決権を本定時株主総会において行使することを認める旨を決議しております。

② 本新株予約権の発行の概要

募集の方法	第三者割当
割当先	サイブリッジ合同会社
割当日	2026年6月10日
発行した新株予約権の数	37,970個
新株予約権の発行価額	新株予約権 1 個につき148円
新株予約権の発行価額の総額	5,619千円
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 3,797,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1 株当たり158円
新株予約権の行使時の払込金額の総額	599,926千円 (注) 1
新株予約権の行使期間	自 2026年6月10日 至 2029年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 159.48円 資本組入額 79.74円
新株予約権の譲渡に関する事項	割当先が本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。
その他新株予約権に関する重要な事項	(注) 2、3

(注) 1. 本新株予約権の全部が行使された場合の金額であり、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、金額が減少いたします。

2. 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たりの払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。
3. 当社は、行使期間中、当社の資金需要に応じて、割当先に対して本新株予約権の行使を指示することができます（以下「行使指示」という。）。割当先は、当社からの行使指示を受けた場合、行使指示に従い本新株予約権を行使する義務を負います（コミットメント条項）。なお、割当先は、当社からの行使指示がない場合においても、行使期間中であれば自己の裁量により本新株予約権を行使することができます。

(1) 行使指示の条件

- ① 行使指示日の直前取引日の東証終値が行使価額の120%（189円）以上であること
- ② 当社普通株式が東京証券取引所において通常の取引が行われていること
- ③ 有価証券届出書、有価証券報告書等の法定開示書類が適時に提出されていること

(2) コミット期間

行使指示日から起算して30日以内に、割当先は指示された数量の新株予約権を行使します。

(3) コミットメント上限

1回の行使指示における数量上限は、18,985個を超えないものとします。

(4) コミット条項の消滅事由

以下のいずれかに該当した場合、割当先の行使義務は消滅します。

- ① 当社が法的倒産手続の申立てを受け又は自ら申し立てた場合
- ② 当社普通株式の上場廃止又は上場廃止に係る猶予期間入りが決定された場合
- ③ 当社の表明保証に重大な違反があった場合

(2) 本資金調達により調達した又は調達する資金の額、使途及び支出予定時期

① 本資金調達により調達した又は調達する資金の額

資金調達の総額	905,559千円
発行諸費用の概算額	5,014千円
差引手取概算額	900,544千円

(注) 1. 資金調達の総額は、本新株式の発行価額の総額（上記(1)①発行価額の総額）、本新株予約権の発行価額の総額（上記(1)②新株予約権の発行価額の総額）及び本新株予約権の行使時の払込金額の総額（上記(1)②新株予約権の行使時の払込金額の総額）の合計であります。なお、当該金額は、本新株予約権の全部が行使された場合の金額であり、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、金額が減少いたします。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

② 本資金調達により調達した又は調達する資金の使途及び支出予定時期

使途	金額	支出予定時期
運転資金	101百万円	2026年6月～2027年5月
M&A資金	799百万円	2026年6月～2028年3月
合計	900百万円	

(注) 実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

(取得による企業結合)

当社は、2026年6月17日開催の取締役会において、株式会社インフィニティライフ（以下、「インフィニティライフ」という。）の全株式を取得し、子会社化すること（以下、「本株式取得」という。）について決議し、同日付で株式譲渡契約を締結し、2026年7月1日付で全株式を取得いたしました。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：株式会社インフィニティライフ

事業の内容：M&A仲介業、不動産仲介業

② 企業結合を行った主な理由

当社は、「最新テクノロジーを使用して、誰でもお金のことを楽しく学べるプラットフォームを拡大」というミッションを掲げ、金融・経済情報プラットフォーム事業を運営しております。主力事業であるSNS「PostPrime」は、2021年9月のサービスリリース以降、個人投資家・資産形成層を中心とする幅広いユーザー基盤を構築してまいりました。

当社では現在、SNS「PostPrime」が有するプラットフォームとしてのリーチ力・情報発信力を活かし、金融・経済情報の提供にとどまらない実務的な価値をユーザーに届けるべく、新たな収益の柱となる事業領域の開拓を成長戦略の最重要課題として位置づけております。

我が国においては、2025年の国内M&A件数が5,115件と過去最多を更新し、中小企業の後継者問題を背景とした事業承継型M&Aへのニーズは構造的に拡大しております。中小企業庁の試算では、後継者が決まっていない約127万社が廃業した場合、約650万人の雇用と約22兆円のGDPが失われると推計されており、第三者承継（M&A）の活用は社会的課題への対応としても急務となっております。こうした市場環境の中、当社SNS「PostPrime」のユーザー層は投資・資産運用に高い関心を持つ個人投資家・事業オーナーを中心に構成されており、M&A仲介サービスへのニーズとの親和性は極めて高いと認識しております。

インフィニティライフは、学習塾・不動産会社を専門領域とするM&A仲介業において豊富な成約実績を有し、許認可業種への業種横展開を通じた継続的な成長を実現しております。「バトンズM&A Professional Award 2025」の成約数部門（法人）を受賞するなど業界内での評価も高く、2026年3月期には売上高102百万円・経常利益21百万円と安定した利益成長を実現しており、高い専門性と収益力を兼ね備えた企業です。

本株式取得により、当社SNS「PostPrime」の約43万ユーザーに対してM&Aに関する実践的コンテンツを拡充するとともに、当社プラットフォームのリーチ力をインフィニティライフの案件獲得チャネルとして活用することで、同社の成約件数拡大を図ってまいります。情報閲覧にとどまらない実務的な価値提供により、ユーザーエンゲージメントの向上と当社の課金転換率改善も見込んでおります。

当社グループは本株式取得を通じ、金融・経済情報プラットフォーム事業とM&A仲介事業の両輪による収益基盤の確立を図るとともに、ユーザーの資産形成・事業活動を支援するサービス群のさらなる拡充を推進してまいります。

③ 企業結合日

2026年7月1日

④ 企業結合の法的形式

株式取得

⑤ 結合後企業の名称

変更はありません。

⑥ 取得した議決権比率

100%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものであります。

(2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	71,530千円
取得原価		71,530

(注) 取得の対価には、条件付取得対価を含めておりません。

(3) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 5,150千円 (概算額)

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

(6) 企業結合契約に定められた条件付取得対価の内容及び今後の会計処理方針

① 条件付取得対価の内容

株式譲渡契約において、業務引継ぎ等の履行及び売上債権の回収状況に応じて、最大で28,470千円の条件付取得対価が発生する旨が定められており、現時点では確定しておりません。

② 今後の会計処理方針

取得対価の変動が生じた場合には、取得時に発生したものとみなして取得原価を修正し、のれんの金額及びのれんの償却額を修正することとしております。

(取引プラットフォーム事業からの撤退)

当社は、2026年6月17日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるTakaTrade株式会社が営む取引プラットフォーム事業（以下、「本事業」という。）からの撤退を決議いたしました。

(1) 撤退の理由

当社の連結子会社であるTakaTrade株式会社は、2025年6月より商品CFD取引プラットフォームサービス「TakaTrade」を提供してまいりました。サービス開始後、ユーザー基盤の拡大及び機能拡充に取り組んでまいりましたが、事業環境及び競合状況を精査した結果、当社が強みを持つSNSプラットフォームとの事業シナジーを最大化する領域として、本事業よりもM&A仲介・事業承継支援事業への集中が当社グループの中長期的な企業価値向上に資するとの判断に至りました。

当社は、成長投資の優先度を適切に見極め、機動的に経営資源を再配置することが上場企業としての責務であると考えており、本事業については、開始から12ヶ月という早期の段階で客観的な評価を行い、上記（取得による企業結合）に記載のインフィニティライフの子会社化とあわせて、グループとしての事業の選択と集中を断行することといたしました。

(2) 撤退する事業の概要

① 撤退する事業を営んでいる子会社の概要

名称	TakaTrade株式会社
所在地	東京都港区虎ノ門一丁目10番5号
代表者の役職・氏名	代表取締役 松島 悟
事業内容	商品先物取引業
資本金	400,000千円
設立年月日	2024年10月1日
大株主及び持株比率	当社100%

② 撤退する事業の概要

イ. 撤退する事業

取引プラットフォーム事業（商品CFD取引プラットフォーム「TakaTrade」の運営）

ロ. 撤退する事業の経営成績

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
売上高	－	16,472
営業損失（△）	△118,940	△250,123

(3) 撤退の時期

2026年9月末を目途にサービスの提供を終了し、その後ユーザーデータの移行対応、関連資産の整理を進める予定であります。

(4) 撤退が営業活動等へ及ぼす重要な影響

本事業からの撤退に伴い、当連結会計年度の連結損益計算書に事業構造改善費用19,467千円（本事業からの撤退に関連するものに限る。）を計上しております。

本事業からの撤退により、当社グループは本事業に係る固定費負担を解消し、翌連結会計年度以降の収益構造の改善を見込んでおります。なお、T a k a T r a d e 株式会社の従業員は、その全員が当社からの出向者であり、本事業からの撤退後は当社の業務に従事いたします。

【計算書類】

貸 借 対 照 表

(2026年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	493,637	流 動 負 債	139,907
現 金 及 び 預 金	375,228	買 掛 金	14,148
売 掛 金	8,329	未 払 金	36,465
仕 掛 品	1,347	未 払 費 用	99
前 渡 金	3	契 約 負 債	81,342
前 払 費 用	9,431	預 り 金	2,097
未 収 入 金	7,294	コ イ ン 引 当 金	110
預 け 金	37,570	事 業 構 造 改 善 引 当 金	5,644
そ の 他	54,432	そ の 他	0
固 定 資 産	418,483	負 債 合 計	139,907
投 資 そ の 他 の 資 産	418,483	(純 資 産 の 部)	
関 係 会 社 株 式	416,023	株 主 資 本	772,214
差 入 保 証 金	2,460	資 本 金	49,462
資 産 合 計	912,121	資 本 剰 余 金	48,462
		資 本 準 備 金	48,462
		利 益 剰 余 金	674,289
		そ の 他 利 益 剰 余 金	674,289
		繰 越 利 益 剰 余 金	674,289
		純 資 産 合 計	772,214
		負 債 純 資 産 合 計	912,121

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2025年6月1日から
2026年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		583,212
売 上 原 価		101,497
売 上 総 利 益		481,714
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		505,302
営 業 損 失 (△)		△23,587
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	821	
有 価 証 券 利 息	3,296	
経 営 指 導 料	35,601	
為 替 差 益	12,393	
雑 収 入	1,614	53,727
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,112	
支 払 手 数 料	1,783	2,895
経 常 利 益		27,244
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	2,387	2,387
特 別 損 失		
減 損 損 失	2,164	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	383,976	
そ の 他	11,777	397,918
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)		△368,286
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	180	
法 人 税 等 調 整 額	27,657	27,837
当 期 純 損 失 (△)		△396,123

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年6月1日から
2026年5月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計			
				繰越利益 剰余金				
当事業年度期首残高	21,898	20,898	20,898	1,070,413	1,070,413	1,113,209	3,170	1,116,379
当事業年度変動額								
新株の発行	27,564	27,564	27,564			55,128		55,128
当期純損失（△）				△396,123	△396,123	△396,123		△396,123
株主資本以外の項目 の当事業年度変動額 （純額）							△3,170	△3,170
当事業年度変動額合計	27,564	27,564	27,564	△396,123	△396,123	△340,995	△3,170	△344,165
当事業年度末残高	49,462	48,462	48,462	674,289	674,289	772,214	－	772,214

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・仕掛品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
当社が運営するSNS「PostPrime」において、プライムクリエイター（当社の審査をクリアした収益機能を利用している一部のユーザー）に対して支払うロイヤリティについて、当事業年度末時点で、将来の対価として見込まれる額を計上しております。
- ・商品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

- 有形固定資産 定率法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
工具、器具及び備品 4年～5年

(3) 引当金の計上基準

① コイン引当金

当社が運営するSNS「PostPrime」において、登録ユーザーに付与したコインの利用に備えるため、当事業年度末時点で、将来利用されると見込まれる額を計上しております。

② 事業構造改善引当金

事業構造改善に伴う費用の支出に備えるため、当事業年度末時点において合理的に見積った発生見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① SNS「PostPrime」においてユーザーが有料で投稿を視聴・閲覧できるサービス

当社が運営するSNS「PostPrime」において、ユーザーは無料で文章や画像、音声、動画、ライブ配信を投稿できるとともに、他のユーザー等の投稿を視聴・閲覧することができます。

投稿の視聴・閲覧については、無料で視聴・閲覧できるものと、有料で視聴・閲覧できるものがあります。

ユーザーが有料で視聴・閲覧するためには、一定の期間に対応する料金を支払う必要があり、その支払によって、当社は当該一定の期間にわたりユーザーが有料で投稿を視聴・閲覧できるサービスを提供するという履行義務を負うこととなります。

ユーザーが有料で投稿を視聴・閲覧できるサービスについては、一定の期間にわたり役務を提供しているサービス等であるため、その履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。

② SNS「PostPrime」においてユーザーが有料で特典などを受けられることができるサービス

当社が運営するSNS「PostPrime」において、ユーザーは「メンバーシップ」というサービスに申し込むことによって、投稿の視聴・閲覧についてユーザーが有料で視聴・閲覧するための支払にあたり、グレードに応じた割引が受けられる他、ユーザーによる株式指数等に関する予想の投票を集計した結果について、グレードに応じて、より有利な情報を閲覧できるという特典などを受けることができます。

「メンバーシップ」は、支払に応じた一定の期間においてユーザーが特典を受けられることができるサービスであり、一定の期間にわたり役務を提供しているサービス等であるため、その履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。

③ アフィリエイト広告等

当社が運営するSNS「PostPrime」その他において、当社はアフィリエイト広告等によって広告収入を得ています。

アフィリエイト広告とは、広告主がアフィリエイト・サービス・プロバイダー（ASP）と呼ばれる仲介業者を通じて、ウェブメディアの運営者等に対して広告を出稿し、一定の成果条件を達成した場合に成果報酬が支払われるというインターネット広告の一形態です。

当社は、SNS「PostPrime」その他において、アフィリエイト広告の出稿を受けておりますが、一定の成果条件を達成した場合に成果報酬が支払われるという仕組み上、アフィリエイト・サービス・プロバイダー（ASP）等による成果条件達成についての認証等が完了した時点で、履行義務が充足されることから、その履行義務が充足される時点で収益を認識しております。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に提供している資産及び担保に係る債務

① 担保に提供している資産

現金及び預金（定期預金）	50,000千円
--------------	----------

② 担保に係る債務

当座貸越極度額	50,000千円
---------	----------

借入実行残高	－千円
--------	-----

差引額	50,000千円
-----	----------

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

8,119千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務

短期金銭債権

13,463千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	46,050千円
-----	----------

販売費及び一般管理費	64,722千円
------------	----------

営業取引以外の取引高	36,118千円
------------	----------

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

該当事項はありません。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産

ソフトウェア	20,085千円
一括償却資産	182千円
コイン引当金	38千円
事業構造改善引当金	1,999千円
労働保険料	100千円
関係会社株式評価損	136,042千円
その他	3,874千円
繰延税金資産小計	162,324千円
評価性引当額	△158,390千円
繰延税金資産合計	3,934千円
繰延税金負債	
未収事業税	△3,934千円
繰延税金負債合計	△3,934千円
繰延税金資産（負債）の純額	－千円

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権 等の所有(被 所有)割合 (%)	関連当事 者との関 係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	T a k a T r a d e 株式会社	東京都 港区	400,000	取引プラット フォームの調 査及び運営	所有 直接 100.0	当社 サービス の提供 人員の 出向 経営指導 経費等の 立替 資金の貸 付 増資の 引受 役員の 兼任	当社サービ スの提供 (注) 1	46,050	売掛金	660
							出向者 人件費の 受取 (注) 2	64,722	未収入金	7,261
							経営指導料 の受取 (注) 3	35,601		
							経費等の 立替	—	その他 (流動資産)	5,542
							資金の貸付	300,000	—	—
							資金の回収	300,000	—	—
							利息の受取 (注) 4	517	—	—
							増資の引受 (注) 5	300,000	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 市場価格等を勘案し、協議の上決定しております。
2. 出向者に係る当社における人件費相当額に基づいて決定しております。
3. 業務内容を勘案し、協議の上決定しております。
4. 市場金利を勘案し、利率を合理的に決定しております。
5. T a k a T r a d e 株式会社が行った株主割当増資について、当社が引受を行ったものであります。

(2) 役員

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権 等の所有(被 所有)割合 (%)	関連当事 者との関 係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	羽鳥 有紀彦	—	—	当社 取締役 (注) 2	被所有 直接 0.0	当社 取締役 (注) 2	新株予約権 の行使 (注) 1	28,497	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当事業年度におけるストック・オプションの権利行使による払込金額を記載しております。
2. 羽鳥有紀彦氏は、2026年3月25日をもって当社取締役を退任しており、取引金額については同日までの金額を記載しております。

7. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|--------------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産 | 75円32銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 (△) | △38円73銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

(第三者割当による新株式の発行及び新株予約権の発行)

連結注記表「9. 重要な後発事象に関する注記 (第三者割当による新株式の発行及び新株予約権の発行)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(取得による企業結合)

連結注記表「9. 重要な後発事象に関する注記 (取得による企業結合)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

【監査報告】

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年7月21日

Post Prime 株式会社
取締役会御中

史彩監査法人
東京都港区

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	本 橋	義 郎
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	林	裕 之

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、Post Prime 株式会社の2025年6月1日から2026年5月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2026年5月25日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行及び第7回新株予約権（エクイティ・コミットメントライン付・行使価額固定型）の発行を決議しており、2026年6月10日付けで払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人は

その他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類

等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上